記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、兵庫労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成25年６月14日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　兵庫労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年五月三十一日

北海道経済産業局長　増山　壽一

一　件名　北海道瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年七月十七日　午後一時三十分から

三　場所　北海道経済産業局　第一会議室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎　六階）

四　事案の要旨

1　北海道瓦斯株式会社の一般ガス供給約款の変更（平成二十五年一月三十日付でガス事業法に基づき届出した一般ガス供給約款料金を平均五・一七％引き下げる。）

2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び北海道瓦斯株式会社本社（札幌市中央区大通西七丁目三番一）、函館支店（函館市万代町八番一号）、小樽支店（小樽市入船四丁目三十三番一号）、千歳支店（千歳市清水町一丁目一番地一）及び北見支店（北見市北七条東一丁目一番地一）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「北海道瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十五年七月二日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「北海道瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十五年七月二日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

北海道瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

謡　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成 25 年５月 31 日

金融庁長官　畑中龍太郎

1　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

⑴　エーシーピーシードファンド13号の業務執行組合員等である
　名称　エーシーパートナーズ株式会社
　住所　東京都千代田区内幸町一丁目３番３号

⑵　ダヴィンチ・ジャパン・リアルエステート４号匿名組合の業務執行組合員等である
　名称　合同会社ポルト
　住所　東京都中央区銀座六丁目２番１号

2　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　いちごグループホールディングス株式会社
　住所　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号

⑵　名称　株式会社アサックス
　住所　東京都渋谷区広尾一丁目３番14号

⑶　名称　日本橋インベストメント株式会社
　住所　東京都中央区銀座１―６―11土志田ビルディング３階

⑷　名称　コメルツ・ジャパン・リアルエステート・ファイナンス株式会社
　住所　東京都港区愛宕二丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

⑸　名称　ゴールドマン・サックス・クレディット・パートナーズ株式会社
　住所　東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー